

適用工場等指定申請に必要な書類について

《必要書類》

	提出書類	留意事項
	適用工場等指定申請書（別添様式）	
	固定資産明細書（第1号様式付表1）	各固定資産毎に番号を附記してください。
	指定申請工場等建設計画書（第1号様式付表2）	
1	（1）事業種目	
	（2）建設計画	時系列に沿って、製品ライン毎の整備計画
	（3）資金計画	自己資金、借入金等
	（4）生産計画	月毎又は年毎の生産量、生産額
	（5）原材料	月毎又は年毎の取得量、取得金額、取得先
	（6）見取図・配置図	工場用地全体の見取図、周辺地図、工場内の設備の配置図（別添にしても可） 固定資産の配置がわかるもの（付表1の番号を記載）
	（7）電力、工業用水及び輸送計画	電力：買電・自家発電の別、毎月の使用量 工業用水：上水道、地下水の別、毎月の使用量 輸送計画：原料、製品の輸送計画（陸送、納入先など）
	（8）その他参考となる事項	パンフレット（会社概要）、定款等を提出
2	当期確定申告書の写し	青色申告の別表1 税務署の受付印があるもの。 電子申請の場合は受付メールの打ち出し
3	減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	法人税法施行規則 別表16（1）又は（2）
4	特別償却の付表 <i>（特別償却の適用を受けている場合）</i>	国税庁通達様式 特別償却等の償却限度額の計算に関する付表
5	特別償却を適用しない理由書 <i>（特別償却の適用を受けていない場合）</i>	任意の様式となります。県知事あてに理由書を作成してください。
6	圧縮記帳の内容のわかる書類 <i>（対象資産を圧縮記帳している場合）</i>	固定資産台帳に記載のない場合、法人税法施行規則 別表13等
7	固定資産台帳・固定資産減価償却内訳表	付表1の番号を附記してください。
8	生産フロー図	材料の搬入から生産の完成までの流れが分かるもの。 設備配置の図面に矢印等を記入していただく程度で構いません。
9	工場建設計画の工程表	<i>（工場建設を伴う場合）</i>
10	取得年月日と供用開始年月日の事業年度が異なる場合は、その理由が分かる事業計画書（生産設備の年次別建設計画及びその実績を明らかにする書類）	
11	建築工事契約書・請求書・支払証明（領収書等）の写し	<i>（土地の不動産取得税の免除を希望する場合（建物分を添付））</i>
12	土地の売買契約書	<i>（土地の不動産取得税の免除を希望する場合）</i>
13	地域経済牽引事業計画の承認通知書の写し	<i>（地域未来投資促進法を利用する場合）</i>
14	地域未来投資促進法第24条の規定に基づき、地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書及び確認書	<i>（地域未来投資促進法を利用する場合）</i>
15	地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定通知書の写し	<i>（地域再生法を利用する場合）</i>
16	産業振興機械等の取得等に係る確認申請書の写し	<i>（過疎法、半島振興法を利用する場合）</i> 申請書様式は各市町村へお問い合わせください。
17	その他	必要に応じてその他確認書類の提出を求める場合があります。

《提出にあたって》

【提出期限】 事業年度終了の日から2ヶ月（確定申告の延長を行う場合は延長期限）を経過する日までに提出してください。

【提出部数】 4部（正本1部、副本3部）または、電子データ一式

【提出先】

管轄の大分県振興局地域創生部

【提出後の流れ】

- （1）提出書類の審査
- （2）現地確認調査

適用工場等の指定及び課税免除にかかる県及び市の担当部署による合同現地確認調査

○当日の標準的なスケジュール

- ・申請者から本事業計画に関する概要説明
- ・事前書類審査等における確認事項にかかる質疑応答
- ・工場等の現物確認
- ・現物確認後の質疑

※工場等の施設・設備の説明ができる担当者の同席、説明時に使用する会議室の準備等をお願いします。

- （3）現地確認調査を受けての提出書類の修正等
- （4）適用工場等指定（又は不指定）通知の発出